

復興庁予算「福島再生加速化交付金」のうち農水省が交付決定を行う
「木質バイオマス施設等緊急整備事業のうち木質バイオマス関連施設整備事業」
(以後、本交付金事業)についての質問

2020年6月29日
原発ゼロの会

7月2日午前までに文書回答をお願い致します。

1. 本交付金事業は、「放射性物質汚染対策特別措置法」(特措法)で扱っていない、放射能汚染された森林からの放射性物質木質残渣を焼却してエネルギーを得る目的の事業であるという認識でよいか。<環境省、農水省>
2. 本交付金事業の対象である「木質系震災廃棄物等」の定義は何か。特措法の放射能汚染廃棄物、また、指定廃棄物とはどう関係するのか。8000Bq/kg、10万Bq/kgの基準との関係はどうか。<環境省、農水省>
3. 農林省は、燃料用の薪、ペレットは40Bq/kg規制値を示しているが、本交付金事業での規制値は設定しないのか。しない場合の理由はなにか。<農水省>
4. 飯舘村が現在、実施主体を公募している木質バイオマス発電の実施要綱(以後、飯舘村の計画)には、福島県内の「放射性物質の影響を受けている材木等やバーク(樹皮等)」を年間10万トン扱うとある。このバークは、本交付金事業の「機能条件」にある「木質系震災廃棄物等及び未利用間伐材等」のどれに含まれるのか。<農水省>
- 5-1 もし、このバークが「木質系震災廃棄物」とすると、特措法での処分ルールが適用されるという理解で良いか。<環境省、農水省>
- 5-2 もし、「未利用間伐材等」とすると、製材後の残渣であるバークは一般的常識では産業廃棄物にあたるが、飯舘村の計画にあるバークは産廃でないという根拠は何か。<環境省、農水省>
- 5-3 飯舘村の計画ではバークを有価物として購入する(=主要な燃料をバーク(有価物利用)とする)とあるので、廃棄物ではないと認識せざるを得ない。従って特措法での処分対象とならない。飯舘村等での除染された木質系は除染物として特措法の下に慎重に処分されてきたが、本交付金事業では同じ放射能汚染木質材を、特措法外で処分する事業となるがそれで良いのか。<環境省、農水省>

6. 飯館村の計画では、県内に発生する年間10万トンの汚染バークを使用するとある。想定されている発電規模で考えると、ほぼ年間の全ての燃料がこのバークを使用する換算となり、完全に汚染バークの処分のための燃焼施設である。かつ、20年間と想定される稼働期間を考えると、福島県の森林再生事業等で生じる放射能汚染バークの全てを20年間処理する施設となる。このようなリスクの高い、法的にも問題である施設を被災自治体の主導の下、かつ民間企業の経済ベースで実施することを、国税を原資とする交付金で行ってよいのか。本来であれば、国また原因企業である東電の責任により対処すべきではないか。〈環境省、農水省〉
7. FIT法の目的には、「環境保全に資する」再生可能エネルギーの促進が含まれているため、バイオマス発電の認定対象はGHG削減効果が高い事業に限定し、放射性物質等の汚染物質を含まないことを、FIT法に基づく「事業計画策定ガイドライン」に含めるべきではないか。〈資源エネルギー庁〉
8. 本交付金事業が実施による周辺環境汚染に対する継続的なモニタリングのための装置等は本交付金事業の対象となるか。〈環境省、農水省〉
9. 本交付金事業稼働後、継続的なチェック、特に、放射能汚染実態、バクフィルター等の除去装置性能評価等についてのモニタリングは誰がするのか。事業者が実施する場合、その適切なチェックは誰が行うのか。本交付金事業の責任は誰がどこまでいつまで担うのか。〈環境省、農水省、復興庁〉
10. 本交付金事業で建設された施設から継続的に発生する放射能濃縮灰の最終処分に関して、計画時、審査時、稼働時に国はどうチェックし、関与するのか。〈農水省〉
- 11-1. 本交付金事業の採択基準で規定する「明らかにされていること」に、施設及び周辺の放射能被曝防御策や、環境評価項目、住民合意プロセスを加えるべきではないか。〈農水省〉
- 11-2. FIT法に基づく「事業計画策定ガイドライン」で、燃料や灰の処分に関する情報公開や、住民への十分な情報公開と説明の上での合意の取得を明記すべきではないか。（現在は、「適切なコミュニケーション」のみ記載）〈資源エネルギー庁〉
12. 交付金申請の内容に関して、情報開示等をどう想定しているか、また、本交付金事業に疑問と心配を抱く国民に対しての公開での説明責任をどう果たすのか。〈農水省〉